

令和8年6月26日（金）

健康教育担当者研修会

熊本県教育庁県立学校教育局
体育保健課

後迫 貴利子



目次

1. 健康診断

目の健康

2. 疾病の管理と予防

① 子宮頸がんワクチン

② 起立性調節障害

③ 月経随伴症状への理解

3. 歯科保健

4. アレルギー対応

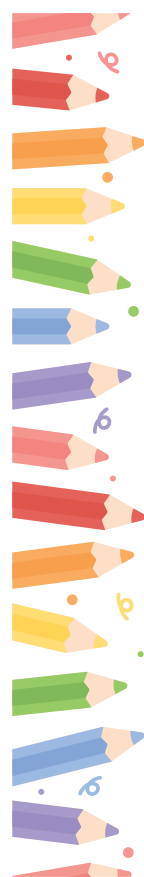
5. てんかん発作時の対応

6. 心の健康

7. 組織対応

学校保健委員会の開催 保健主事の役割

8. さいごに



健康診断

健康診断はなぜするの？



健康診断

健康診断はなぜするの？

1. 健康診断の実施
2. 児童生徒の健康意識の向上
3. データ分析 → 健康課題の把握
4. 健康教育
5. 事後措置
6. 自己管理能力の育成



学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について（事務連絡） （令和6年9月18日付け文部科学省）

POINT



- ◆ 改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項としてとりまとめた。
- ◆ 日本医師会と協力して、学校医に健康診断について説明するためのリーフレットを作成した。

1. 健康診断の時期及び学校医等の確保について

- 健康診断の実施時期は、毎学年、6月30日までにを行うものとされている。
- 学校医等の確保ができないなどのやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替となる医師等を確保することも許容されることとしている。
- 学校の設置者は、必要に応じて各地域の医師会等と連携するなど、学校医の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合は医療機関等への委託によって、健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう適切に対応する。

2. 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

- 健康診断の検査項目は施行規則第6条第1項に規定されているが、地域や学校の実情に応じて、検査項目以外の項目を加えて実施することも可能である。
- この場合、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

3. 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

- 健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日付け文科省）を発出した。
- 各学校においては、健康診断の実施主体として、通知を改めて参照し、プライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し、共通理解を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、環境整備に努める。



4. 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

- 健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。
- 各学校においては、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応を検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど適切に対応する。

5. 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

- 思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要である。
- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について（事務連絡）」（令和3年12月13日付け文科省）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応する。











6. 健康診断と学校保健計画について

- 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する項目も必ず盛り込むこととされている。
- 健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年7月9日付け）に示しているとおり、学校や学校医等のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組む。

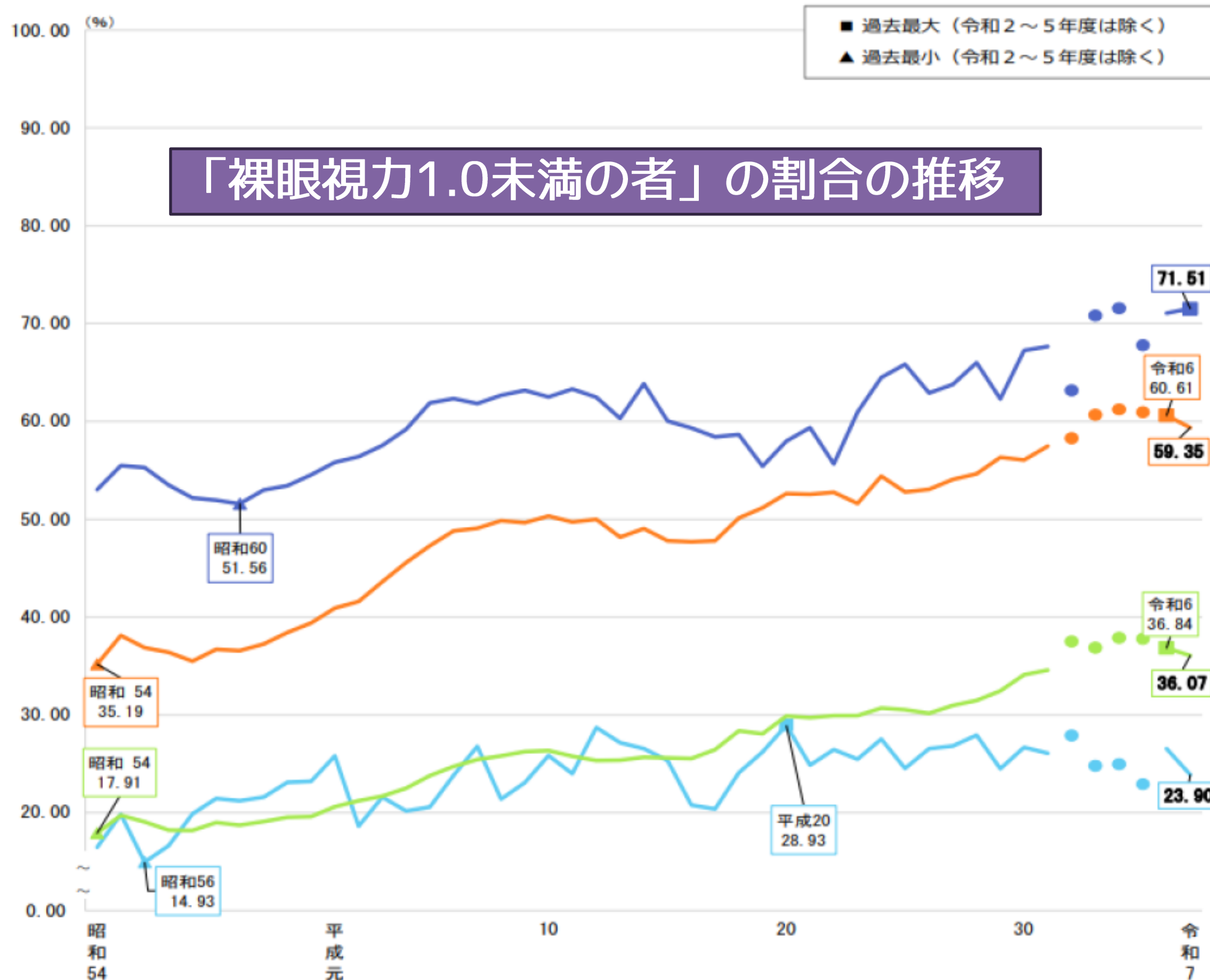
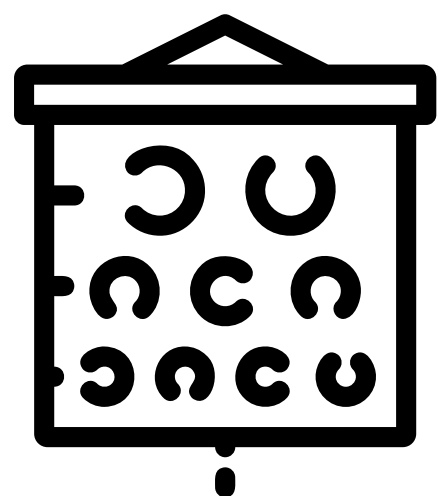


健康診断に係る事務連絡等

健康診断マニュアル

- ▶ [【通知】学校保健法等の一部を改正する法律の公布について \(PDF:867KB\)](#) 
- ▶ [学校保健安全法施行規則施行通知 \(PDF:116KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて \(PDF:440KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について \(PDF:219KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童生徒等の健康診断の適切な実施について \(PDF:144KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童生徒等の健康診断の「四肢の検査のポイント」について \(PDF:911KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について \(PDF:1.8MB\)](#) 
- ▶ [【通知】児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について \(PDF:397KB\)](#) 
- ▶ [【事務連絡】学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について \(PDF:2.7MB\)](#) 
- ▶ [学校健康診断実施上の留意点 \(PDF:599KB\)](#) 

目の健康



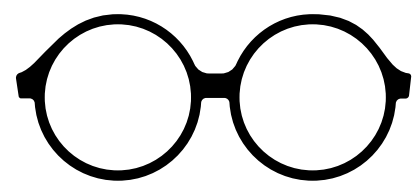
高等学校

中学校

小学校

幼稚園

※「令和7年度学校保健統計」から抜粋



近視について解説した資料

事務連絡
令和8年2月26日

各都道府県教育委員会学校保健主管課
各区市町村教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

脊柱側弯症及び近視への理解促進に係るポスターの送付について

文部科学省では、令和6年度補正予算事業「脊柱の検査等に関する理解増進事業」を実施しており、当該事業の一環として、脊柱側弯症及び近視への理解促進を図るために、小学生及び中学生を対象としたポスター作成しました。

各都道府県・市区町村教育委員会におかれましては、貴管下の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校へ配布し、脊柱側弯症及び近視の理解促進にお役立てくださいますようお願いいたします。

なお、各学校への配付にあたっては、学校における働き方改革の観点から、他の配付物と併せて送付する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

また、当該ポスターの電子データについては、本省HPにも掲載予定です。適宜御活用ください。

(本件担当)
文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課保健管理係
TEL: 03-6734-2976 (直通)

出典：大切な目を守ろう (文部科学省HP)
https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049282_2.pdf



大切な目をまもろう

ふくろう先生と
いっしょに!

みんなの目は、よく見えるかな?
日本では視力が低くなっている子供が、
どんどん増えているんだ。

小学生でも3人に1人は裸眼視力が1.0未満なんだ。40年くらいで、裸眼視力が1.0未満の子供はどんどん増えているよ。



目の健康のために、みんなに
4つのお願いがあるんじゃ。
今日からいっしょに
やってみよう!



できるだけ外で遊ぶようにしましょう

外で過ごす時、近視になりにくいよ。
「休日は1日2時間」を目標にしよう。
※熱中症や紫外線にも気をつけてね。

長い時間、近くを見続けられないようにしましょう

ずっと近くを見ていると、目が疲れてしまうよ。
「30分に1回」は、「20秒以上」、遠くを見たりして目を休めよう。

明るい部屋で目から30cm離して見よう

本や画面を見るときは、部屋を明るくして、顔を近づけすぎず、目から「30cm離して」見よう。

見えにくいときはすぐに教えてね

黒板の字が見えにくかったり、ぼやけて見えたら、先生やおうちの人に言ってね。

おうちの方へ (保護者向け) 子供の頃の生活習慣が、将来の視力に大きく影響します。「外遊び」「30分ごとの休憩」「明るい部屋で」「目の距離」について、ご家庭でもルール作りと声かけをお願いいたします。



できるだけ外で遊ぼう!

外で過ごすことと近視になりにくいと言われているよ!

熱中症や紫外線などへの対策も忘れずにね!



視力低下や近視の
予防にできること①

屋外で過ごすことを増やしましょう。



▶ 学校の休み時間では、積極的に屋外で過ごしましょう。

▶ 学校の授業や休み時間以外では、1日1時間半は屋外で過ごしましょう。

▶ 休日では、1日2時間は屋外で過ごしましょう。

(注) 本資料は、現時点における科学的知見に基づき作成したものであり、今後、研究の進展に伴い、知見が変更される場合があります。

出典：近視について解説した資料（文部科学省 令和6年7月）



長い時間、近くを見続けしないでね!

明るい部屋で

暗いときは明かりをつけてね



近くで見ない

本や画面を目から30cm以上離してね



時々きゅうけい

30分に1回は体を動かそう!



視力低下や近視の
予防にできること②

できる限り、近い所を見る作業は短くしましょう。

▶ 長時間の近い所を見る作業に気を付けましょう。

▶ 近い所を見る作業を行う際は次のような点に気を付けましょう。

- 対象から30cm以上、目を離す
- 30分に1回は、20秒以上目を休める
- 背筋を伸ばし、姿勢を良くする
- 部屋を十分に明るくする
- 使用する機器の輝度(明るさ)を適切に調節する



(注) 本資料は、現時点における科学的知見に基づき作成したものであり、今後、研究の進展に伴い、知見が変更される場合があります。

出典：近視について解説した資料（令和6年7月 文部科学省）

疾病の管理と予防



疾病管理の目的

1. 保健調査、健康診断、健康観察、健康相談等により疾病に罹患している児童生徒の早期発見、早期の回復治療の支援を行う。
2. 運動や授業への参加の制限を最小限に止め、可能な限り教育活動に参加できるように配慮することにより、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

疾病管理の留意点

1. 疾病の理解や学校における適切な生活管理への指導が必要なことから、保護者・主治医・学校医・学級担任・教科担任等との緊密な連携が必要であるとともに、救急体制にも常に万全を期しておく。
2. 疾病管理が必要な児童生徒等に対しては、保護者の了解を得て主治医との連携を図ることが大切である。疾病の内容、病状、使用している薬剤等について、主治医からの情報とアドバイスを受けるなどして、適切な管理が行えるようにする。
3. 児童生徒等本人が自己の疾病や生活管理の必要性を理解できるように指導するとともに、全教職員の共通理解を図ることが必要である。
4. 同級生などが疾病等について正しく理解し、偏見や差別をしないよう指導しておくことも必要である。その際、本人と保護者の理解を得て、プライバシーを侵害しないように配慮しながら行うことが大切である。

疾病の管理と予防

1. HPVワクチン
2. 起立性調節障害（OD）
3. 月経の正しい理解



HPVワクチンに関する情報提供資材（厚生労働省）



小学校6年～高校1年相当女の子と保護者の方へ大切なお知らせ

中高生向け新聞 掲載広告（2026年3月更新）



(概要版)



(詳細版)



(第1弾)



(第2弾)

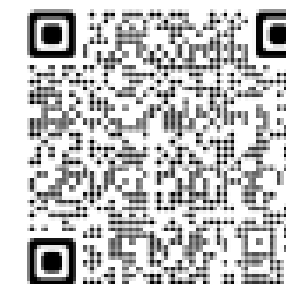
出典：HPVワクチンに関する情報提供資材（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/leaflet.html>

HPVワクチンを受けたお子様と保護者の方へ

定期接種最終年度のご案内（高校1年相当の女の子と保護者向け）



出典：HPVワクチンに関する情報提供資材（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/leaflet.html>

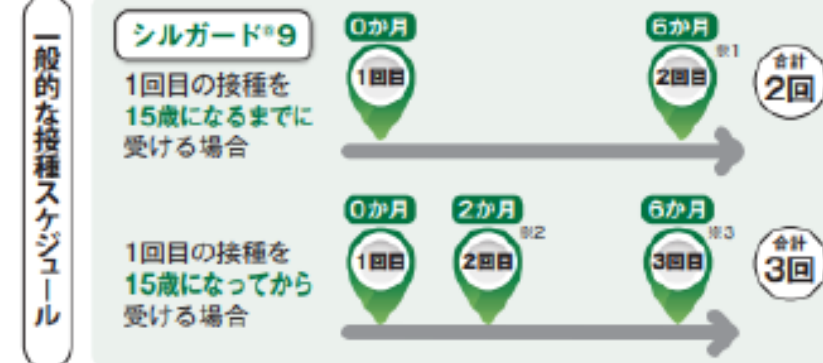




HPVワクチンの接種について

日本では、小学校6年～高校1年相当の女の子を対象に、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチン(HPVワクチン)の接種を提供しています。対象者は公費により接種を受けることができます。

HPVワクチンは、一定の間隔をあけて、合計2回または3回接種します。接種する年齢によって、接種のタイミングや回数が異なります。



*1 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。3か月未満では効果的でない場合があります。
*2-3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目より2か月後と6か月後に受ける場合、2回目は1回目より6か月以上(※2)、3回目は2回目より5か月以上(※3)あけます。

HPVワクチンの効果

HPVの中には子宮頸がんをおこしやすい種類(型)のものがいます。現在日本において公費で受けられるワクチンは、9価ワクチン(シルガード®9)です。子宮頸がんをおこしやすいHPV16型と18型に加え、ほかの5種類^{※1}のHPVの感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80~90%を防ぎます^{※2}。

※1 HPV31型、32型、45型、52型、58型
※2 HPV16型、32型、45型、52型、58型までを含めると、子宮頸がんの原因の80~90%を防ぎます。

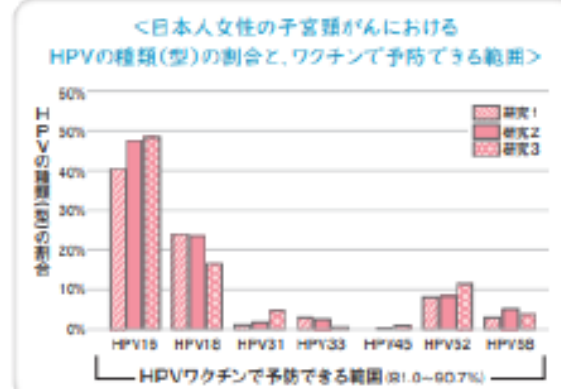
HPVワクチンの接種により、感染予防効果を示す抗体は少なくとも12年維持される可能性があることが、これまでの研究でわかっています^{※4}。

※4 ワクチンの効果(2006年)以降、継続的な効果について研究が続けられています。

HPVワクチンでがんになる手前の状態(前がん病変)が減るとともに、がんそのものを予防する効果があることもわかってきています。

HPVワクチンの接種を1万人が受けると、受けなければ子宮頸がんになっていた約70人^{※5}ががんにならなくなり、約20人^{※6}の命が助かる、と試算されています。

※5 59~86人
※6 14~21人



[9歳以上11歳未満の女性に対するHPVワクチン接種の効果に関する研究]
研究1: Deuki, M., et al. (2009). Cancer Sci 100(7): 1312-1316.
研究2: Azuma, Y., et al. (2014). Jpn J Clin Oncol 44(10): 910-917.
研究3: Sakamoto, J., et al. (2018). Paediatricus Res 5: 45-51.

HPVワクチンのリスク

HPVワクチン接種後には、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあります。頻度は不明ですが、重い副反応(アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、免疫性血小板減少症^{※1})が起こることがあります。

発生頻度	9価ワクチン(シルガード®9)
50%以上	疼痛*
10~50%未満	腫脹*、紅腫*、発熱
1~10%未満	浮腫性めまい、悪心、下痢、そう痒症*、発熱、疲労、肉出血*など
1%未満	嘔吐、腰痛、筋肉痛、関節痛、出血*、血腫*、倦怠感、便秘*など
頻度不明	感覚異常、失神、四肢麻痺など

シルガード®9添付文書(第3版)より抜粋 *接種した部位の症状

因果関係があるかどうか分からないものや、接種後短期間で回復した症状をふくめて、HPVワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種1万人あたり約4人です。このうち、報告した医師や企業が重篤と判断した人は接種1万人あたり約2人です。^{※2, ※3}

※1 アナフィラキシー(呼吸困難、血圧低下等)、ギラン・バレー症候群(手足の力が入らない等)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM) (頭痛、嘔吐、意識低下等)、免疫性血小板減少症(鼻出血、口腔粘膜出血等)は2025年度までの定期接種において、10万人あたり4回接種(サーベイ)で約4人(シルガード®9)は1万人あたり約4人です。
このうち報告した医師や企業が重篤と判断した人は、接種1万人あたり約2人です。

※2 HPVワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種1万人あたり約4人です。
※3 HPVワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種1万人あたり約2人です。

※4 発生頻度より報告した接種回数(サーベイ)で約4人(シルガード®9)は1万人あたり約4人です。
※5 重篤な症状には、人数割合以上の発生が認められていますが、報告した医師や企業の判断によるため、必ずしも重篤でないものも含まれて報告されている可能性があります。

HPVワクチン接種後に生じた症状の報告頻度

1万人あたり約4人^{※1}

※1 2025年度までの定期接種で生じたサーベイリスク^{※2}はシルガード®91万人あたり約4人

HPVワクチン接種後に生じた症状(重篤)の報告頻度

1万人あたり約2人^{※2}

※2 2025年度までの定期接種で生じたサーベイリスク^{※3}はシルガード®91万人あたり約2人



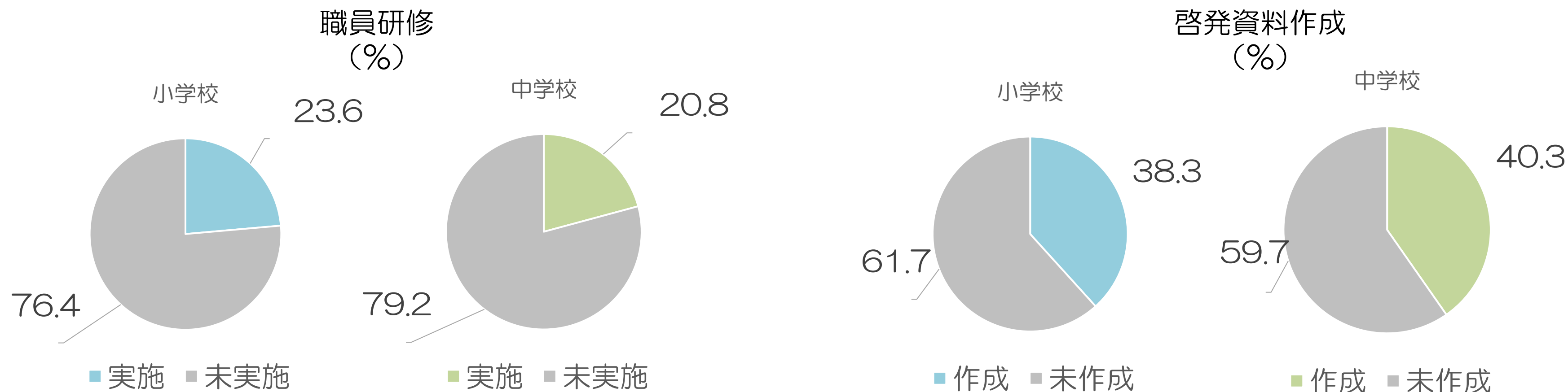
<痛みやしびれ、動かしにくさ、不随意運動について>

- ワクチンの接種を受けた後に、広い範囲に広がる痛みや、手足の動かしにくさ、不随意運動(動かさずとも勝手に体が一部が勝手に動いてしまうこと)などを伴った多様な症状が起こることが報告されています。
- この症状は専門家によれば「機能的な身体症状」(何らかの身体症状はあるものの、画像検査や血液検査を受けた結果、その身体症状に合致する異常所見が見つからない状態)であると考えられています。
- 症状としては、①知覚に関する症状(顔や腕、関節等の痛み、感覚が鈍い、しびれる、光に対する過敏など)、②運動に関する症状(脱力、歩行困難、不随意運動など)、③自律神経系に関する症状(発汗過多、めまい、睡眠障害、月経異常など)、④認知機能に関する症状(記憶障害、学習意欲の低下、計算障害、集中力の低下など)などいろいろな症状が報告されています。
- HPVワクチン接種後の局所の腫脹や不安等が機能的な身体症状をおこすきっかけとなったことは否定できないが、接種後1か月以上経過してから発症している人は、接種との因果関係を疑う傾向に乏しい」と専門家によって評価されています。
- また、同年代のHPVワクチン接種歴のない方においても、HPVワクチン接種後に報告されている症状と同様の「多様な症状」を有する方が一定数存在することが明らかになっています。
- このような「多様な症状」の報告を受け、様々な調査研究が行われていますが、「ワクチン接種との因果関係がある」という証拠はされていません。
- ワクチンの接種を受けた後や、けがの後などに原因不明の痛みが続いたことがある方は、これらの状態が起きる可能性が高いと考えられているため、接種については医師とよく相談してください。

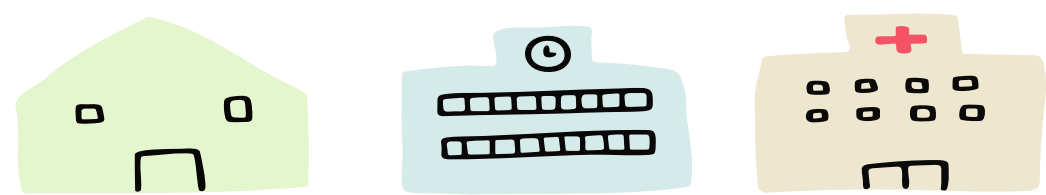
起立性調節障害（OD）



【起立性調節障害対応ガイドラインの活用について】



令和7年度健康教育実態調査



みんなで正しく理解し連携して対応する

月経の正しい理解とその対応

月経の 正しい理解と その対応

目次

1. はじめに
2. 月経とは
3. 月経に伴う身体や心の症状について
4. やせ・激しいスポーツによる無月経について
5. 月経痛を和らげる方法について
6. 月経に関するQ&A



公益財団法人 日本学校保健会

月経随伴症状等の女性の健康については、児童生徒をはじめ、誰もが分かりやすい情報の充実、月経など体の悩みを気兼ねなく産婦人科医等に相談できる環境の整備、学校関係者の理解の促進等が求められている。

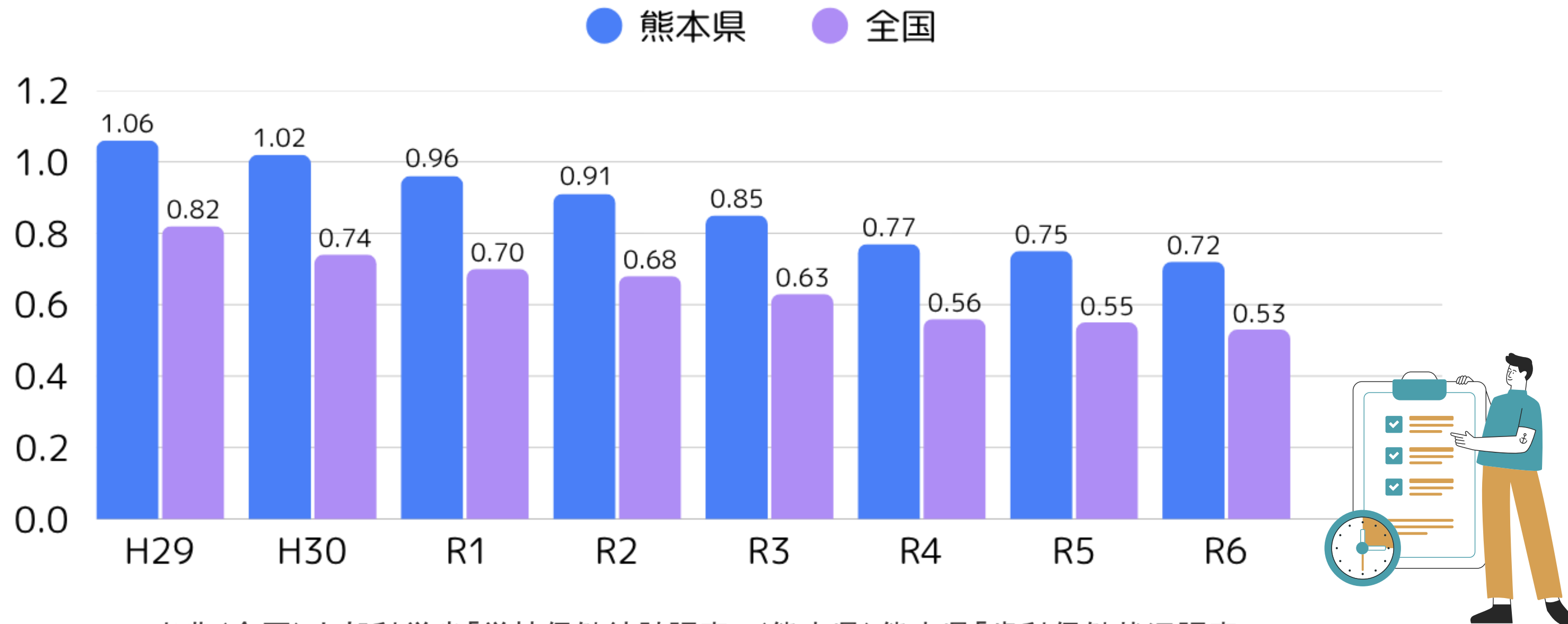
児童生徒や学校関係者が、月経の仕組み、月経に関連する諸症状、その対応等を正しく理解できる冊子を、公益財団法人日本学校保健会を通じて作成。

主に中学生・高校生を対象とし、様々な場面で本冊子を活用し、児童生徒が月経に関する正しい知識を身に付け、症状や対処方法を理解し、適切な行動がとれるよう学校等に依頼



歯科保健

12歳児一人平均むし歯数の推移（全国比）



出典(全国)文部科学省「学校保健統計調査」(熊本県)熊本県「歯科保健状況調査」



歯科保健

フッ化物洗口



市町村実施率
100%



歯科保健教育指導事例集

第1章 総説

- 1-1 中学校での歯科保健教育の意義
- 1-2 歯科保健教育の学習材（教材）としての理解
- 1-3 中学校歯科保健教育の重点（目標）とねらい（課題）
- 1-4 育成を目指す資質・能力
- 1-5 リスク・スクリーニング
- 1-6 カリキュラム・マネジメント
- 1-7 学校歯科保健における学校歯科医の役割

第2章 歯科保健に関する指導例（中学校）

- 1 保健体育科（保健分野）「生活習慣病などの予防（口腔の衛生）」第2学年
- 2 特別活動 学級活動 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
 題材 「口腔の衛生と健康」第2学年
- 3 特別活動 生徒会活動 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
 題材 デンタルヘルススペシャルの取組事例

（文部科学省 WEB サイト）

○歯科保健教育

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353638.htm



1 保健体育科（保健分野）

単元名 「生活習慣病などの予防（口腔の衛生）」（第2学年）



<授業動画>

1 単元の目標

- (1) 生活習慣病などの予防について、理解することができるようにする。
- (2) 生活習慣病などの予防に関わる事象や情報から自他の課題を発見し、生活習慣病などのリスクを軽減したり、生活の質を高めたりする視点から解決方法を考え、適切な方法を選択するとともに、それらを伝え合うことができるようにする。
- (3) 生活習慣病などの予防について、自他の健康の保持増進や回復についての学習に自主的に取り組もうとすることができるようにする。

2 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>① 不適切な生活習慣によって、歯肉に炎症が起こること、歯を支える組織が損傷すること、それらを予防するためには、口腔の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。</p> <p>② 生活習慣病は、日常の生活習慣が要因となって起こる疾病であり、適切な対策を講ずることにより予防できること、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足、喫煙、過度の飲酒などの不適切な生活行動を若い年代から続けることによって様々な生活習慣病のリスクが高まることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。</p> <p>③ がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ、様々なものがあることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。</p> <p>④ がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。</p>	<p>① 歯す 軽 他 ② 力 を 活 力 提</p>	<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;"> <p>1 保健体育科（保健分野）</p> <p>単元名 「生活習慣病などの予防（口腔の衛生）」（第2学年） <続き></p> </div> <p>5 板書計画</p> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 10px;"> <p>学習課題</p> <p>口の中を衛生的に保ち、歯周病を予防する方法を考えよう</p> <p>CO... <input type="text"/> GO... <input type="text"/></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid white; padding: 5px; font-size: small;"> <p>Q、生活習慣病の何？</p> <p>がん、 心臓病、 脳卒中</p> </div> <div style="border: 1px solid white; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center; font-size: small;"> <p>2人に1人 10代20代 でも約2割</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>軽度の歯肉炎</p> <p>・細菌（ミュータンス菌）が多く存在している。 ・食べ物のカスを歯に どンドン増えていく。</p> <p>・（ ） が無いのでそのま まにしてしま う人が多い。</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">歯周病のリスクを軽減するためには？</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>歯周病～歯を支える歯茎や骨が壊されていく病気</p> <p style="text-align: center;">✓歯周病を有する者の割合は増加している</p> </div>

アレルギー疾患への対応



校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
食物アレルギーのある児童生徒数	22 56	10 11	3 65	8 7
学校生活管理指導表提出者数	2 085	8 60	12 2	7 6
エピペンを処方	3 77	1 35	8 0	1 0

令和7年度(2025年度) 健康教育実態調査



アレルギー疾患への対応

令和7年度アナフィラキシー発生状況

校種	時間帯	場所	生活管理指導表
小学校	昼休み	教室	有
小学校	昼休み	運動場	無
高校	5時間目	運動場	無



学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液 (ネフィー[®])の投与について

学校等においては、児童生徒等及びその保護者からアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液の投与について依頼があった場合には、別紙1の4つの条件に基づき、医師の指示を確認するとともに、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ることが必要となります。また、児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こした場合に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行うこと等も重要です。

アナフィラキシーショック時においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請などによる医療機関受診が重要です。その上で、アドレナリン点鼻液を使用した場合には、アナフィラキシーショックを起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

アレルギー疾患 への対応

令和8年(2026年)4月23日付け
教体第95号

学校等におけるアナフィラキシー
ショック時のアドレナリン点鼻液（
ネフィー®）の投与について

<令和8年4月16日付け事務連絡>

事務連絡
令和8年4月16日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童相談所設置市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課 御中
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）
の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支
援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発
達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が
危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がアドレナリン点鼻液（ネフィー®）
の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別

4つの条件

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - 学校等においてやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること
 - アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にアドレナリン点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたアドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してアドレナリン点鼻液を使用すること。
 - 当該児童等がやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、アドレナリン点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

出典：学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について（令和8年4月16日付け 文部科学省
総合教育政策局健康教育・食育課等事務連絡）抜粋
https://www.mext.go.jp/content/20260427-mxt_kenshoku-000031776_2.pdf



学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液 (ネフィー®) の投与について

アドレナリン点鼻液の使い方等を理解するに当たっては、製造販売業者のホームページも参照する。

医薬品リスク管理計画 (RMP)
本資料はRMPの一環として位置付けられ作成です。

ネフィー®を処方された患者さんとご家族へ

ネフィー®ガイドブック

監修 国立病院機構相模原病院
臨床研究センター長 海老澤 元宏 先生

必ず主治医の先生の指示に従ってネフィー®を使用してください。

ネフィー®の使い方

- ① パックから取り出します**
携帯ケースに保管している場合は、ケースから取り出します。
 携帯ケースについて▶P.21, P.23
- ② 噴霧器を持ちます**
人差し指と中指でノズルの両側を押さえます。親指は、押し上げボタンを軽く支えるように持ちます。
押し上げボタンを押したり、引っ張ったりしないでください。
- ③ 鼻に差し込みます**
ノズルの先端 1cm ぐらいを鼻孔に入れてください。
ノズルは鼻孔内の内側や外側の壁に向けず、鼻の奥に真っ直ぐに向けてください。
- ④ 薬剤を噴霧します**
音がするまで、押し上げボタンを強めに押してください。
噴霧中や噴霧後に、鼻をすすらないでください。
- ⑤ 使用済みの噴霧器を持参の上、医療機関を受診してください**

ネフィー®を使用したら、救急搬送を要請し、使用後の噴霧器を持参の上、必ずすぐに医療機関を受診してください。
動画のご案内
ネフィー®の使用法動画はこちらでご覧いただけます。
URL: <https://www.neffy.net/patients/ssesoxier/>

保育士・教職員・救急救命士の方へ

alfresa

ネフィー®点鼻液 1mg / 2mg

ネフィー®の投与方法・
ご注意いただきたい事柄

監修
国立病院機構相模原病院
臨床研究センター長 海老澤 元宏 先生

この動画は、保育士・教職員・救急救命士の方に向けて

会員限定

練習用見本(単回使用タイプ・3個入り/箱)

ネフィー®の使用法を練習するための噴霧器の見本です。1回のみ使用するタイプです。押し上げボタンを押す感覚を確認してください。



出典：ネフィーサイト (アルフレッサファーマ株式会社HP)
<https://www.neffy.net/teacher/>

学校における
アレルギー疾患に
対する取組の
ゴールとは



全ての
児童生徒等が
安心して学校生活を
送ること

緊急時の速やかな対応

アレルギー症状を出さない
ための環境づくり

各種研修の実施

関係者間での情報共有

関係者間での連携体制づくり

アレルギー疾患の理解



様々なツール



てんかん発症時の対応

平成28年2月29日付け事務連絡 てんかん発作時の**座薬**挿入について

令和4年7月19日付け事務連絡 学校等におけるてんかん発作時の口腔溶液（**ブコラム**）の投与について



令和8年4月23日付け教体第96号

学校等におけるてんかん発作時の**ジアゼパム点鼻液**
(スピジア®)の投与について

学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液 (スピジア®) の投与について

ジアゼパム点鼻液の使い方等を理解するに当たっては、製造販売業者のホームページも参照する。

スピジアを使用される教職員または保育士など教育・保育現場の方へ

スピジア®点鼻液 使用ガイド

てんかん重積状態への
早急な対応のために



スピジア®点鼻液サイト
スピジアの使い方は動画でも確認することができます。
▲アクセスはこちら

ACULYS VIATRIS

スピジアの投与方法

動画をみる

スピジア®
使い方動画



参考 てんかん重積状態

スピジアは、てんかん重積状態およびてんかん重積状態に移行するおそれのある発作がおきたときに投与します。
発作は、患者さん一人ひとり異なりますので、医師指示書に従い、あてはまる状態になったときには、できるだけすみやかに投与してください。
投与に関する不明点は、事前に保護者(介護者)または医師に確認してください。

けいれん性てんかん重積状態

けいれん発作が5分以上つづいたり、意識が回復しないまま短いけいれん発作をくり返しおこす状態をいいます。

発作は多くの場合1~2分でとまりますが、けいれん発作が5分以上つづくと自然にとまらない可能性が高くなります。また、30分以上つづくと脳に障害を残す可能性が高くなり、ときに後遺症を残したり、命にかかわることもあります。



非けいれん性てんかん重積状態

けいれん発作はありませんが、意識の一次的減弱や消失を主症状とする欠伸発作や焦点意識減弱発作(複雑部分発作)などがつづいたり、くり返しおこす状態をいいます。

欠伸発作重積状態 | 突然意識を失い、その場で動きがとまり、「ぼーっ」として反応が消失する症状が持続する発作

焦点意識減弱発作重積状態 | 目は一点をじっと見つめ「ぼーっ」とした意識障害を伴うことが多く、自動症(口をモグモグさせる、手指をモソモソと動かす、徘徊するなど)がみられる発作

欠伸発作や焦点意識減弱発作(複雑部分発作)が10~15分以上つづくと自然にとまらない可能性が高くなります。

主な原因

- ・ 熱性けいれん
- ・ 感染症(急性脳症、急性脳炎、急性髄膜炎など)
- ・ てんかん
- ・ 頭部外傷 など

注意 特に高齢者では、非けいれん性てんかん重積状態の判断が難しいため、スピジアの投与が必要な症状およびタイミングについて医師指示書に従うようにしてください。


16

けいれん、意識混濁時の フローチャート・医師指示書

()年()組()

けいれんの場合

- ・ 全身をガクガクさせる
- ・ 全身をつぶらせる
- ・ 上記のいずれかで、かつ
- ・ 声をかけても返事がない



・ からだを横たわらせる(嘔吐しそうな場合は横向きにする)

・ 口にもはさめない

・ 周囲の危険なものを取り除く

・ 観察と記録(動画が望ましい)

・ 人を呼ぶ

□ 5分以内におさまった

□ 意識がはっきりした

□ 5分()分たってもおさまらない

□ 10分()分以内に回復

□ 医師の指示に基づく処置等

□ ()

□ 薬は変わらず以下に進む

□ (別)に指示書あり


保健室で経過観察
保護者に連絡する

□ 救急車を呼ぶ

□ ()

意識混濁の場合

- ・ ぼーっとして意識が薄らいでいる



・ 倒れないようにささえる

・ 座ることができたら座らせる

動かなくなり呼吸がとまった

一次救命処置(BLS)に進む

BLS (Basic Life Support)
心臓停止や呼吸停止に対する緊急処置
一次救命処置

医師機関()主治医()

保護者() □ フローチャートに同意します

提出日()年()月()日

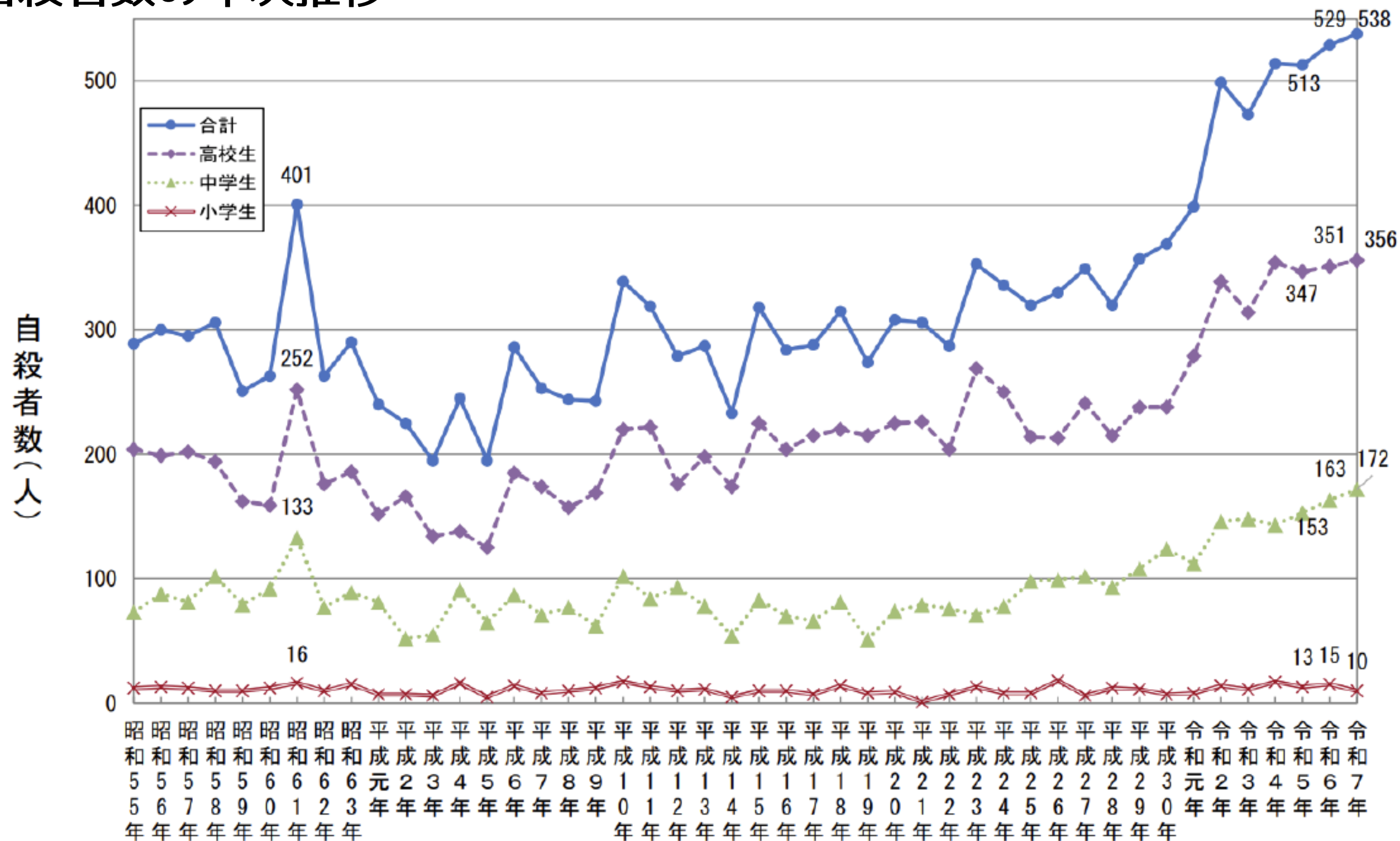
アキュリスファーマ株式会社 ヴィアトリス製薬合同会社

SPY17P0070 2023年12月作成

出典：スピジアを使用される教職員または保育士など教育・保育現場の方へ スピジア®点鼻液使用ガイド (アキュリスファーマ株式会社・ヴィアトリス製薬合同会社HP) <https://spydia.jp/educators/>



小中高生別自殺者数の年次推移



出典：令和7年中における自殺の状況（令和8年3月27日 厚生労働省自殺対策推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課）

学校における心の健康の保持のための 健康診断、保健指導、精神保健について

自殺対策基本法の改正により以下の規定が追加（第17条第3項）※令和8年4月1日より施行

学校は、自殺防止等の観点から、

- ① 心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努める
- ② 精神保健に関する知識の向上に努める



1 心の健康の保持のための健康診断、保健指導等について

法の改正により、学校は、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めることが追加されました。これを踏まえ、例えば、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条に規定する児童生徒等の健康診断を実施する際の**保健調査票**等において、**心の健康に係る諸症状について記入する欄**を設け、**保護者にもその記入について注意を促す**などにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関への相談等につなげたりするなど、各学校におかれては、保健調査票を活用した保健指導等の措置をお願いします。（中略）

なお、現在、文部科学省において、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」（令和7年4月18日初等中等教育局長決定）を開催し、保健管理の実施に係る教職員や学校医の負担軽減の観点も踏まえ、関係者の意見を伺いながら、児童生徒等の心の健康の保持を含む保健管理の在り方について検討していることを申し添えます。

2 精神保健に関する知識の向上について

児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化する中、学校における精神保健に関する指導については、**発達段階を踏まえつつ、児童生徒が精神保健について正しく理解し、適切な行動がとれるよう取り組むことが重要**です。

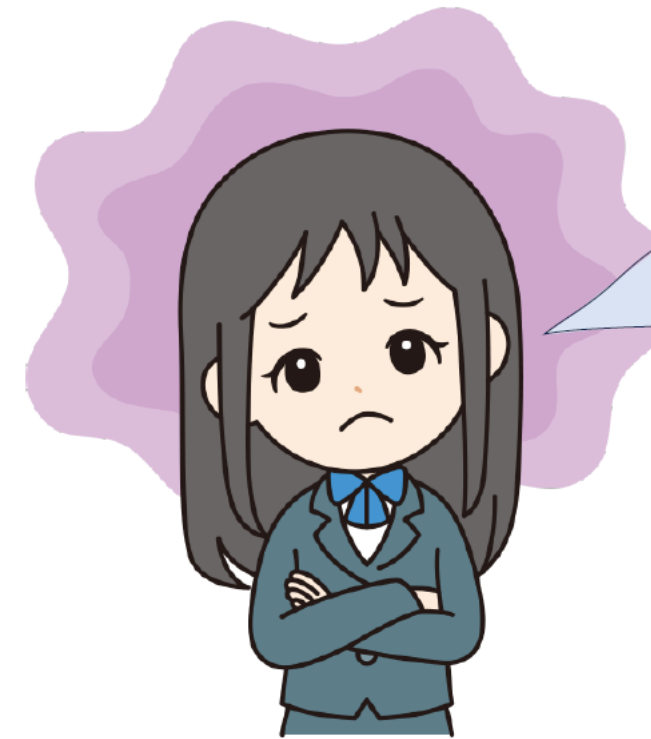
このため、各学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階等に応じ、（中略）指導が行われているところです。

また、文部科学省においては、現代的な健康課題の理解増進に向け、外部講師を活用した教育活動の支援を行っています。精神保健に関する指導においては、各自治体で、教育委員会と保健部局とが連携し、引き続き、保健所、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、**各教科等の指導や教育課程外の講演等に医師、保健師、公認心理師等の専門家を外部講師として活用したり、当該専門家と連携して個別指導を行ったりする**など、各地域の実情に応じた、児童生徒の精神保健の理解増進に係る取組の充実を図るようお願いします。（以下略）

心の健康

1. 心の健康
2. 心の発達と自己形成
3. 自己実現
4. 日本の青少年が抱える心の課題
5. ワークシート

問8 心がモヤっとするときは、どんなとき



【参考】

- 試験で思ったような点が取れなかったとき
- 忙しすぎてよく眠れない日が続いたとき
- 保護者が自分のことを理解してくれなかったとき
- 自分に自信が持てなくなってきたとき
- 病気で長期に療養しなければならなくなったとき
- 仲の良い友達との関係が悪くなったとき
- SNSやゲームがやめられなくなり、周囲ともめたとき

(文部科学省 WEB サイト)

○保健教育参考資料

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

・心の健康に係る参考資料



心の健康

(文部科学省 WEB サイト)

○保健教育参考資料

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

・心の健康に係る参考資料



2 心の発達と自己形成

心の働き	中学生	心の働きの分類
言葉や状況を理解する	抽象的な言葉や比喻を理解し、文脈や相手の意図を踏まえて状況を判断できるようになる。	言語 判断 } 知的機能 その他、認知、記憶など
状況を評価し、適切な行動を選択する	多面的に評価し、相手や場に応じて自分の行動を選択・調整できるようになり始める。	
喜怒哀楽などの心の動きや状態	喜怒哀楽が強く揺れ動きやすく、自分や他者への意識が高まり、感情の表現やコントロールが難しい。	感情 意思 } 情意機能
目標を設定し、それに向かって行動する力	将来を見据えた目標を自ら設定し、計画的に努力しようとするが、継続や自己管理には支援が必要となる。	
ルールや規範を守りながら生活する	ルールや規範の意味を理解し、自律的に守ろうとするが、仲間関係や欲求で揺らぐこともある。	社会集団への適応 コミュニケーション } 社会性 その他、協調性、責任感など
自分の気持ちや考えを伝え、相手の言葉を理解する	自分の気持ちや考えを筋道立てて表現し、相手の言葉を文脈や意図まで理解して応答できる力が高まる。	

心の機能は、知的機能、情意機能、社会性などがある

1 心の健康

みなさん（生徒）が心の健康について学習すると、自分や他者の心の健康を維持・増進できるようになる。やがて、健康的な社会の構築につながる。

- 心の発達がわかる
- 心の不調がわかる
- 心の病気がわかる
- 自他の心の健康が維持できる
- 健康な社会づくりに参画できる

心の健康についての学習 → 自分や他者の心の健康

心の健康の学習が個人・社会のウェルビーイングにつながる

3 自己実現とそのプロセス

自己実現とは、自分が本来持っている可能性や能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を実現すること

自己実現の原動力は、自分自身を高め、持っている力を最大限に発揮したいという高次の欲求で心の健康と深く関わる

自分自身の可能性を発揮し、自分らしく生きること



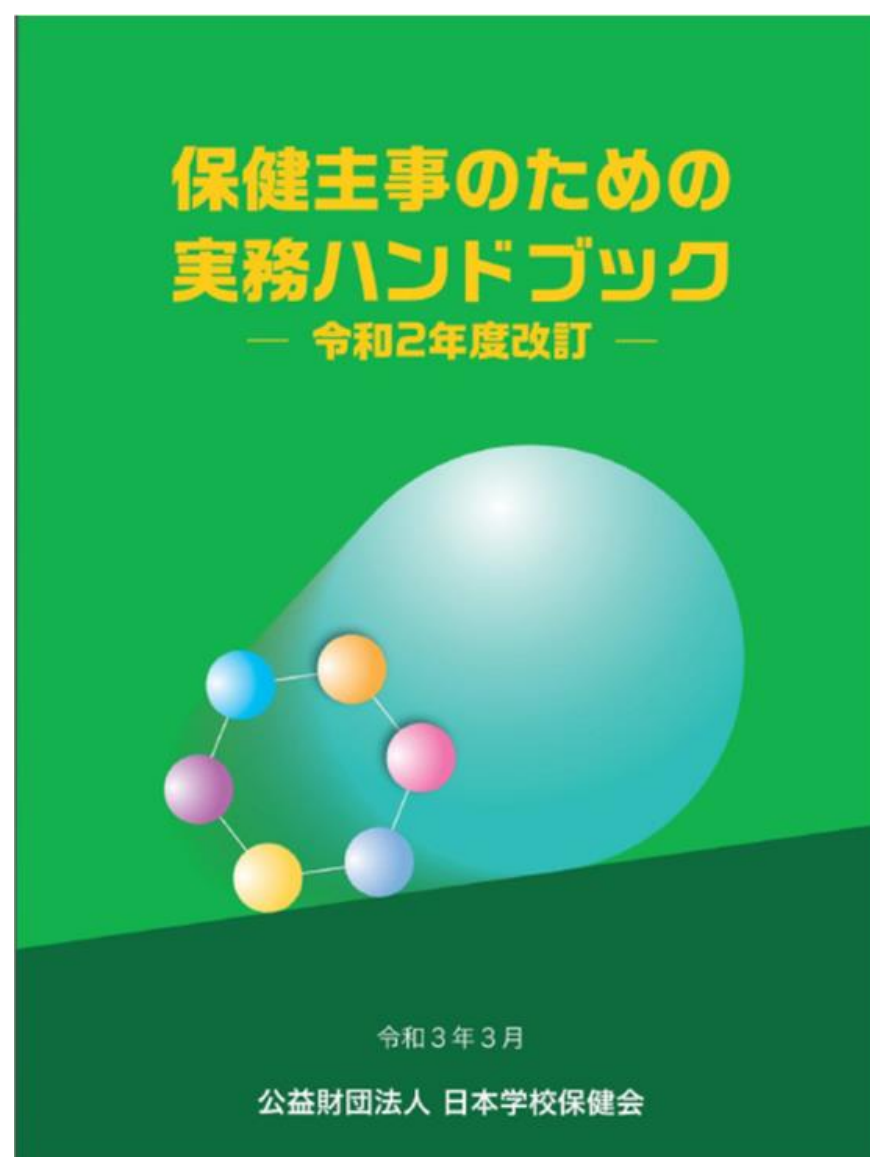
組織対応

学校保健委員会の開催について

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1回開催した	45.1%	43.4%	96.7%	78.3%
2回以上開催した	54.9%	56.0%	3.3%	21.7%
開催していない	0%	0.6%	0%	0%

令和7年度(2025年度) 健康教育実態調査から学校保健委員会実施率

保健主事の役割



学校保健を推進する上でのキーパーソン

【役割】

- 学校保健と学校全体の活動に関する調整
- 学校保健計画の作成
- 学校保健に関する組織活動の推進

リーダーシップ、マネジメント能力

- すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導助言する。



健康教育担当者（保健主事、養護教諭等）に求められること

児童生徒が生活行動をよりよく改善し進んで健康づくりができる



家庭



学校



地域

連携して取組を推進する

最後に

教職員のWell Being

ご清聴ありがとうございました。

